

全国森林計画（変更案）の概要について

平成28年3月

林野庁

変更計画の主な計画内容（1）

計画事項	主な計画内容と変更内容
まえがき	<p>→ 山村地域において高齢化や人口減少が顕著であるといった社会情勢の変化を踏まえ、より効率的な森林の整備及び保全を進める旨の記述を追加</p>
<p>I 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p>	
<p>1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の有する多面的機能の発揮のため、健全な森林資源の維持造成を推進 ■ 「流域」を単位として、水源涵養、山地災害防止/土壌保全等の各機能の高度発揮を図るための森林施業等を推進 <ul style="list-style-type: none"> → <u>急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化に関する記述を追加</u> ■ 森林の有する機能ごとに整備及び保全の基本的な方針を記載（第1表参照） <ul style="list-style-type: none"> 【水源涵養機能】 <ul style="list-style-type: none"> → <u>奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化に関する記述を追加</u> 【木材等生産機能】 <ul style="list-style-type: none"> → <u>育成単層林として維持する森林では植栽による確実な更新を行う旨の記述を追加</u>
<p>2 森林の整備及び保全の目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 森林の整備及び保全の留意事項を8地域（44広域流域）別に記述 <ul style="list-style-type: none"> → <u>適確な更新の確保を図る旨の記述を追加</u> ■ 計画期間において到達・保持すべき森林資源（育成単層林・育成複層林・天然生林の面積、蓄積）の状態を44広域流域別に数値目標として提示（第2表「森林の整備及び保全の目標」） <ul style="list-style-type: none"> → 森林・林業基本計画の考え方に即して、目標とする計画期末の森林の区分毎の面積及び森林蓄積を変更（別添1参照）

変更計画の主な計画内容（2）

計画事項	主な計画内容と変更内容
II 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主伐、間伐、造林、保育の基準を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 施業の実施に当たっては、<u>車道等や集落からの距離といった社会的条件についても勘案すること、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うことに関する記述を追加</u> → 人工造林については、新たに、<u>木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林においても行うこととする記述を追加</u> → 人工造林に関する基準において、<u>コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に関する記述を追加</u> → 保育に関する基準において、<u>鳥獣害防止対策に関する記述を追加</u> ■ 主伐量、間伐量、造林面積を計画するとともに、間伐面積を参考に付記（第3表「計画量」） <ul style="list-style-type: none"> → 第3表の計画量について、森林・林業基本計画の目標数値の考え方に基づき変更（別添2参照）
2 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 水源涵養等の公益的機能を高度発揮する森林や木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域設定の考え方を提示 ■ 当該区域における公益的機能別森林施業等の考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 木材等生産機能の維持増進を図る森林において、<u>計画的な主伐と植栽による確実な更新に努める旨の記述を追加</u>

変更計画の主な計画内容（3）

計画事項	主な計画内容と変更内容
<p>3 林道等路網の開設 その他林産物の搬出に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 路網の開設の考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → 林道の開設に当たって、<u>自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させる旨の記述を追加</u> ■ 路網の整備水準を目安として提示するとともに、林道の開設量を計画（第3表「計画量」、第6表「路網整備の水準」） <ul style="list-style-type: none"> → 第3表の計画量について、森林・林業基本計画の目標数値の考え方に基づき変更（別添2参照）
<p>4 森林施業の合理化に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託を受けて行う施業・経営の実施等の推進に関する考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → <u>森林所有者等の情報の整備・提供の促進、共有林での施業の促進、経営意欲の低下した森林所有者の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化に関する記述を追加</u> ■ 林業従事者の養成・確保、作業システムの高度化、木材加工・流通体制の整備等に関する考え方を提示 <ul style="list-style-type: none"> → <u>生産管理手法の導入などを通じ、経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体を育成する旨の記述を追加</u> → <u>地域の状況を踏まえた木材加工・流通体制の整備に関する記述を追加</u> → <u>山村地域における就業機会の創出等による定住の促進に関する記述を追加</u>

変更計画の主な計画内容（４）

計画事項	主な計画内容と変更内容
Ⅲ 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用を調整（現行どおり）
2 保安施設に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保安林の配備、特定保安林の整備、治山事業の実施等の考え方を提示 → <u>伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用に関する記述を追加</u> ■ 保安林面積、治山事業施行地区数を計画（第3表「計画量」） （計画量については現行どおり（別添2参照））
3 森林の保護等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病虫害による森林被害の未然防止、早期の発見・駆除 ■ 野生鳥獣による森林被害について、捕獲や防護柵の設置など広域的な防除活動等を推進 → <u>野生鳥獣による被害が深刻な森林において、区域等を明確化して森林被害防除対策を推進する旨の記述を追加</u> ■ 山火事等の森林被害を未然防止するための森林巡視の実施、防火線等の整備の推進

変更計画の主な計画内容（４）

計画事項	主な計画内容と変更内容
IV 森林の保健機能の増進に関する事項（現行どおり）	
1 保健機能森林の設定の方針	■ 地域の実情等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定
2 保健機能森林の整備の方針	■ 自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施業を実施
3 その他必要な事項	■ 森林及び森林保健施設の適切な管理等に留意

○森林の整備及び保全の目標

区分	現況 (H24.3.31)	計画期末 (H41.3.31)	
		現行計画	変更計画
育成単層林 (千ha)	10,285	10,060	10,087
育成複層林 (千ha)	1,009	1,759	1,602
天然生林 (千ha)	13,788	13,263	13,391
森林蓄積 (m ³ /ha)	195	211	218



森林・林業基本計画の「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」に対応

区分	現況 (平成27年)	目標とする森林の状態		
		平成32年	平成37年	平成47年
育成単層林(万ha)	1,030	1,020	1,020	990
育成複層林(万ha)	100	120	140	200
天然生林(万ha)	1380	1,360	1,350	1,320
森林蓄積(m ³ /ha)	202	210	215	221

○ 伐採立木材積

(単位: 万m³, 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
総 数	79,961	74,526
主 伐	36,184	31,259
間 伐	43,777	43,267
間伐面積(参考)	7,281	7,266

○ 造林面積

(単位: 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
人工造林	944	846
天然更新	889	857

○ 林道開設量

(単位: 千km)

区 分	現行計画	変更計画
林道開設量	89.9	58.6

○ 保安林配備

(単位: 千ha)

区 分	現行計画	変更計画
総 数	12,951.7	12,951.7
水源涵養のための保安林	9,772.8	9,772.8
災害防備のための保安林	3,123.3	3,123.3
保健、風致の保存等のための保安林	863.0	863.0

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計と合致しない

○ 治山事業

(単位: 百地区)

区 分	現行計画	変更計画
治山事業 施行地区数	341.5	341.5